

2021.5.17

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No37

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は新規感染者数が全国ベースで高止まりするなど、引続き厳しい状況にあります。

群馬県、石川県、岡山県、広島県及び熊本県では新規感染者数の増加や、医療提供体制のひっ迫が懸念されたことから、政府は5月14日（金）の朝に「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針分科会（第6回）」（尾身茂会長）に5県をまん延防止等重点区域に追加する基本的対処方針の変更案を諮りました。

しかし、分科会から北海道、岡山県、広島県については、より厳しい対応が必要との指摘があり、異例の事態でしたが再諮問案として、3道県については、緊急事態宣言の実施区域とすること、群馬県、石川県、熊本県をまん延防止等重点措置の実施区域に追加すること等を内容とする基本的対処方針の改正案を諮り、了承されました。

政府は同日夕刻、「第64回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、上記の実施区域の変更を内容とする緊急事態宣言とまん延防止等重点措置に関する公示を改正することを決定しました。なお、期間については、新しく緊急事態宣言に追加される北海道、岡山県及び広島県については5月16日から31日まで、まん延防止等重点措置に追加する群馬県、3県については6月13日まで、それ以外は5月31日までとなります。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の変更、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

また、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について内閣官房から事務連絡が二度発出されていますので紹介します。

なお、前回の情報でお知らせしたように、基本的対処方針で在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数7割削減の実施状況の事業者による積極的

な公表が求められています。内閣官房から各省庁に対し、具体的な公表方法等について所管団体に周知する旨の事務連絡が12日で発出され、これを受けた農林水産省の大臣官房からも同じ内容の事務連絡が各所管団体の窓口課に発出され、食品産業センターにも14日に連絡がありましたので、紹介いたします。上場企業などの大企業は積極的に対応をお願い致します。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、4月23日に発令された宣言について、以下のとおり変更が行われました。

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（愛知県及び福岡県については、5月12日、北海道、岡山県及び広島県については、同月16日）から5月31日まで

●緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の区域

2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき4月1日の公示の全部が次のように改正されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月12日から6月13日までとする。区域ごとには次のとおり。

- ・沖縄県については 4月12日から5月31日まで
- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については4月20日から5月31日まで
- ・愛媛県については 4月25日から5月31日まで
- ・岐阜県及び三重県については 5月9日から5月31日まで
- ・群馬県、石川県及び熊本県については 5月16日から6月13日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県の区域とする。

3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

5月14日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記1のような緊急事態宣言の区域、期間の変更、②上記2のような、まん延防止等重点措置の区域、期間の変更、③英国やインドで最初に検出された変異株等の全国的な監視体制の継続、強化、④昼休みの時差取得など職場における感染防止のための取組の徹底等です。

基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年5月14日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210514.pdf

基本的対処方針の新旧対照表

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210514.pdf

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

<https://corona.go.jp/emergency/>

なお、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について内閣官房から発出された事務連絡は以下の URL から入手できます。

・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（5月14日事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210514.pdf

・令和3年5月14日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_hosoku_20210514.pdf

4 出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

5月13日付で農林水産省の大臣官房地方課災害総合対策室から発出された事務連絡は別添のとおりです。（添付資料は同様の内容のため省略。）

なお、本件についてのお問い合わせは、各団体の窓口課にお願いします。

また、5月14日付で内閣官房から各省庁に出勤者数の削減について徹底するよう所管団体等に働きかけるとの依頼文が発出されていますが、内容

は基本的対処方針に記載されている通りなので添付は省略します。

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (iked@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398

(別添)

事務連絡
令和3年5月13日

大臣官房各課・各局庁庶務課
各地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

出勤者数の抑制については、これまでも出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管の独立行政法人及び関係団体等に対してテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされました。

このことについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、各府省庁における積極的な取組や、所管団体やその構成企業及び独立行政法人等に対する周知・働きかけを求める事務連絡が発出されました。

各位におかれましては、所管独立行政法人並びに関係団体及びその構成企業等に対し、下記の内容について周知・働きかけをお願いいたします。

なお、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等からの問合せに対しては、各部局において対応することとし、必要に応じ、末尾に示す地方課災害総合対策室の連絡先に問合せ等を行うことをお願いいたします。

記

1. 各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で積極的に公表する。
2. 各企業・団体等の公表サイト（各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録する（※登録いただいた情報の取扱いは、同サイトをご確認下さい）。
※ 5/18(火)までに登録いただいた情報をまず経済産業省のホームページで公表する予定。その後、追加的に登録いただいた情報は、概ね一週間ごとに更新を行う。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>

3. 各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組む。

留意事項

1. 周知対象は、緊急事態宣言を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域に限らず、これらの措置が実施されていない区域（以下、「その他区域」という。）も含む（「その他区域」については、基本的対処方針にて「事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。」とされていることを踏まえ、これらの取組について公表するものである）。
2. 出勤者数の7割削減の取組については、テレワークだけでなく、休暇取得や各企業・団体等の独自の取組も含まれる。
3. 出勤者数の7割削減の実施状況の公表については、7割削減できたか否かではなく、可能な限り、出勤回避状況を定量的に示す（ただし、算定範囲は、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、その対象の捉え方も含め、それぞれの実情に応じて各企業・団体等が判断し、その旨公表時に補足）こととする。

（公表する定量的な取組内容の例）

- ・テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇%。
 - ・全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減
 - ・〇月〇日から〇月〇日に、事務職〇人中〇人が週当たり〇日実施し、出勤者数を〇%削減
 - ・本社で〇%、〇〇支社で〇%、△△事業所で〇%、出勤者数を削減
 - ・緊急事態宣言区域及び重点措置区域の事業所で出勤者数を〇%削減、それ以外の区域で〇%削減
 - ・テレワーク、ローテーション勤務、休暇を組み合わせ会社全体で、出勤者数を〇%削減
4. また、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表する。

（公表する内容の例）

- ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇〇といった取組を実施
- ・テレワーク等の実施により、社内において〇〇〇といった変化
- ・テレワーク等に関して、社内の〇〇を見直すなど工夫したこと

5. 各企業・団体等の公表サイトに公表する様式や更新頻度については任意。

以上

【添付資料】

○出勤者数の削減に関する実施状況の公表について（令和3年5月12日付
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対
策室

担当：影山、鳥海、畑田